

## 不在者財産管理人選任について

### 1 不在者財産管理人とは

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

### 2 不在者財産管理人選任の申立て

#### (1) 申立人

不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者などの利害関係人は、申立てができます。

#### (2) 申立先

不在者の従来の住所地の家庭裁判所に申し立てることができます。

なお、広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは、不在者の従来の住所地が、広島市全区、廿日市市、東広島市、大竹市、安芸高田市のうち八千代支所の所管区域、三原市のうち大和支所の所管区域、安芸郡、山県郡のいずれかの場合です。

#### (3) 申立てに必要な費用等

ア 収入印紙 800円

イ 連絡用の郵便切手 100円切手2枚、84円切手15枚、50円切手2枚  
10円切手14枚、5円切手4枚、1円切手10枚

※さらに、財産管理人に弁護士、司法書士などの専門職が選ばれる場合には、

報酬を立て替えてもらうために、一定の金額を予め納付するよう求めることがあります。

(4) 申立てに必要な書類

ア 申立書

イ 不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍附票

ウ 財産管理人候補者の住民票（本籍の記載のあるもの）又は戸籍附票

エ 財産管理人候補者事情説明書

オ 不在の事実を証する資料（例えば、警察署長の発行する家出人届出受理証明書、不在者あての手紙などで「あて所に尋ね当たらず」などの理由が付されて返送されたもの等）

カ 財産目録

キ 財産目録に記載した不在者の財産に関する資料

（不動産については、不動産登記事項証明書）

（預貯金及び有価証券等については、通帳写し、残高証明書等）

ク 申立人の利害関係を証する資料

（申立人と不在者が親族関係にある場合は、それを示す戸籍謄本（全部事項証明書））

（申立人と不在者が親族関係にない場合は、賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等の契約関係を示す書類等）

ケ 不在者財産管理計画書（弁護士、司法書士などの専門職が申立てに関与している場合）

※同じ書類は1通で足りません。

※もし、申立前に入手が困難な戸籍謄本等がある場合は、その戸籍謄本等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍の附票は、本籍地を管轄する市区町村役場で3か月以内に発行されたものを提出してください。

※審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

### 3 不在者財産管理人選任事件の審理

- (1) 家庭裁判所は、申立書や所在不明となった事実を裏付ける資料を確認した上で、申立人から事情を聴いたり、不在者の親族に照会したりして、不在者が「不在」であることを認定します。
- (2) 財産管理人になるのに資格は必要ありませんが、財産管理人は、不在者の財産を管理するために選ばれるものですから、職務を適切に行えることが必要です。家庭裁判所は、不在者との関係や利害関係の有無などを考慮して、財産管理人の適格性を判断しますが、場合によっては、弁護士、司法書士などの専門職が選ばれることもあります（なお、財産管理人から報酬の請求があった場合、家庭裁判所の判断により、不在者の財産から報酬が支払われることとなります。）。

### 4 不在者財産管理人の職務

- (1) 不在者財産管理人の主な職務は、不在者のために、財産を管理し、財産目録を作り、家庭裁判所に報告することです。
  - ア 最初の職務は、不在者の財産を調査して、財産目録や管理報告書を作成し、家庭裁判所に提出することです。
  - イ 1年に1回は、財産管理について定期報告をしていただくことになります。
  - ウ 上記定期報告以外にも、家庭裁判所から不在者の財産状況について報告を求められることがあります。
- (2) 不在者財産管理人が、不在者に代わって遺産分割協議をする場合や、不在者の財産を処分する必要がある場合には、「権限外行為許可」の手続が必要となります。財産管理人は、財産を保存する権限を持っていますが、遺産分割協議や、不在者の財産を処分する行為は、この範囲を超えていますので、このよう

な行為が必要な場合は、別に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (3) 不在者財産管理人の職務は、不在者が現れたとき、不在者について失踪宣告がされたとき、不在者が死亡したことが確認されたとき、不在者の財産がなくなったとき等の事由が生じるまで続くこととなります。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

不在者が現れたときは、不在者であった者に財産を引き継ぐこととなります。また、不在者について失踪宣告がされて不在者が死亡したものとみなされたときや、不在者の死亡が確認されたときは、不在者の相続人に財産を引き継ぐこととなります。

不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったとき、その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、不在者財産管理人選任処分の取消し処分の申立を行い、同取消しの審判により職務は終了します。

- (4) 不在者財産管理人が不在者の財産を不正に費消した場合などには、不在者財産管理人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事上の責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることがあります。

問い合わせ先

〒730-0012 広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所家事受付係

082-228-0561